

川崎市病院局規程第20号

川崎市病院局企業職員通勤手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年9月30日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

## 川崎市病院局企業職員通勤手当支給規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員通勤手当支給規程（平成17年川崎市病院局規程第28号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号中「育児休業をし」の次に「、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）をし」を加える。

### 附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。